

## 環境影響評価法案要綱

### 第一 目的

この法律は、良好な環境の確保が現在及び将来の国民の生存のために必要かつ不可欠であることにかんがみ、開発事業の実施による影響を関係住民等の参加のもとに評価する手続を整備すること等により、開発事業の実施等による環境の汚染及び破壊を未然に防止し、もって我が国及び地球全体の良好な環境の確保に寄与することを目的とすること。〔第一条関係〕

### 第二 開発事業

「開発事業」とは、次に掲げる事業（環境に及ぼす影響が小さいものとして政令で定めるもの及び非常災害のために必要な応急措置として実施するものを除く。）をいうこと。〔第二条関係〕

- (一) 埋立て又は干拓
- (二) 工業用地の造成（（五）に掲げる事業を除く。）
- (三) 土地区画整理法に規定する土地区画整理事業

- (四) 新住宅市街地開発法に規定する新住宅市街地開発事業
- (五) 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律に規定する工業団地造成事業又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に規定する工業団地造成事業
- (六) 都市再開発法に規定する市街地再開発事業
- (七) 新都市基盤整備法に規定する新都市基盤整備事業
- (八) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に規定する住宅街区整備事業
- (九) 流通業務市街地の整備に関する法律に規定する流通業務団地造成事業
- (十) 飛行場の設置又はその施設の変更
- (十一) 鉄道、軌道又は索道の建設又は改良
- (十二) 道路法に規定する道路又は道路運送法に規定する自動車道の新設又は改築
- (十三) 林道の開設又は改良
- (十四) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置又は変更

- (十五) 下水道法に規定する下水道の設置又は改築
- (十六) 電気事業法に規定する電気工作物の設置又は変更
- (十七) ガス事業法に規定するガス工作物の設置又は変更
- (十八) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する製錬施設、加工施設、原子炉施設、再処理施設、廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の設置又は変更
- (十九) 熱供給事業法に規定する熱供給施設の設置又は変更
- (二十) 石油業法に規定する特定設備の新設、増設又は改造
- (二十一) 石油パイプライン事業法に規定する事業用施設の設置又は変更
- (二十二) 都市計画法に規定する特定工作物の建設又は変更
- (二十三) 河川法に規定する河川工事
- (二十四) 港湾法に規定する港湾工事
- (二十五) 海岸法に規定する海岸保全施設の新設又は改良
- (二十六) 鉱業法に規定する鉱物の試掘又は採掘

(二十七) 採石法に規定する岩石の採取

(二十八) 以上に掲げるもののほか、環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業であって政令で定めるもの

### 第三 事業者の責務

事業者（開発事業を実施し、又は実施しようとする者をいう。第十三を除き、以下同じ。）は、開発事業を実施するに当たっては、環境の保全に最大限の努力をしなければならないこと。〔第三条関係〕

### 第四 中央環境影響評価委員会及び都道府県環境影響評価委員会

#### 一 中央環境影響評価委員会

(一) 環境省に中央環境影響評価委員会（以下「中央委員会」という。）を設置すること。

〔第四条関係〕

(二) 中央委員会は、環境影響評価指針の策定、環境影響評価報告書の認定その他開発事業の実施による影響に関する調査、予測及び評価に関する事務等を行うこと。〔第五条関係〕

(三) 中央委員会は、その所掌事務について、中央環境影響評価委員会規則を制定することができること。

〔第十四条関係〕

(四) その他中央委員会の組織等について所要の規定を置くこと。

## 二 都道府県環境影響評価委員会

(一) 都道府県に都道府県環境影響評価委員会（以下「都道府県委員会」という。）を設置すること。

〔第十六条関係〕

(二) 都道府県委員会は、環境影響評価報告書の認定その他開発事業の実施による影響に関する調査、予測及び評価に関する事務等を行うこと。

〔第十七条関係〕

(三) 都道府県委員会は、その所掌事務について、都道府県環境影響評価委員会規則を制定することができること。

〔第二十五条関係〕

(四) その他都道府県委員会の組織等について所要の規定を置くこと。

## 第五 環境影響評価指針

一 開発事業の実施が環境に及ぼす影響（当該開発事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動に伴って生ずる影響を含む。以下「開発事業の実施による影響」と

いう。)に関するこの法律に基づく調査、予測及び評価(以下「調査等」という。)は、環境影響評価指針に従って行うものとする。〔第二十七条第一項関係〕

二 中央委員会は、開発事業の種類ごとに、開発事業の実施による影響を明らかにするために一般的に必要と認められる調査等の項目及び開発事業の実施による影響を明らかにするための合理的な調査等の技術的方法について、環境影響評価指針を定めること。〔第二十七条第二項及び第三項関係〕

三 中央委員会は、科学的知見の進歩に伴い、環境影響評価指針を改定すること。〔第二十七条第六項関係〕

四 その他環境影響評価指針の公示等について所要の規定を置くこと。

## 第六 環境影響評価に関する手続

### 一 調査計画の作成等

(一) 事業者は、開発事業を実施しようとするときは、開発事業の実施による影響に関する調査等についての計画(以下「調査計画」という。)を作成して、開発事業のうち次に掲げるもの(以下「特定開発事業」という。)に関する調査等を含む調査計画にあっては中央委員会に、特定開発事業に関する調査等

を含まない調査計画にあつては当該開発事業を実施する区域を管轄する都道府県委員会に提出し、それぞれ当該委員会の認定を受けなければならないこと。〔第二十八条関係〕

- 1 第二の(十)及び(十八)に掲げる事業
- 2 開発事業を実施する区域が二以上の都道府県の区域にわたる事業
- 3 国が実施する事業
- 4 以上のほか、環境に著しい影響を及ぼす事業として政令で定めるもの

(二) 中央委員会又は都道府県委員会(以下「委員会」という。)は、調査計画が提出されたときは、当該調査計画に係る開発事業の実施による影響が及ぶおそれがあると認められる地域(以下「関係地域」という。)を定め、当該関係地域を管轄する都道府県知事(以下「関係都道府県知事」という。)及び当該関係地域を管轄する市町村長(特別区の区長を含む。以下「関係市町村長」という。)に調査計画を送付するとともに、関係地域等を公告し、調査計画を公衆の縦覧に供すること。

〔第二十九条関係〕

(三) 事業者は、関係地域において、調査計画の説明会を開催しなければならないこと。

〔第三十条関係〕

(四) 関係住民等（環境の保全について学識経験を有する者及び関係地域に住所を有する者その他関係地域の環境の実情に通じている者をいう。以下同じ。）は、委員会に対し、調査計画について意見書を提出することができること。

〔第三十一条関係〕

(五) 関係都道府県知事及び関係市町村長は、委員会に対し、調査計画について意見を述べるることができること。

〔第三十二条関係〕

(六) 委員会は、事業者及び関係住民等のうち相当と認める者に対し、調査計画の審理に出席して意見を陳述すること等を求めることができること。

〔第三十三条関係〕

(七) (六)の審理は、公開しなければならないこと。ただし、委員会が個人の秘密若しくは事業者の事業上の秘密を守るため必要と認めるとき、又は公益上必要と認めるときは、公開しないことができること。

〔第三十四条関係〕

(八) 委員会は、(四)及び(五)による意見を勘案し、又は(六)の審理により、調査計画に記載された調査等によって開発事業の実施による影響を明らかにすることができないと認められる場合等は、調査

計画を認定しないこと。また、認定の可否を決定したときは、その旨を公告するとともに、事業者に通知すること。〔第三十五条関係〕

## 二 環境影響評価報告書の作成等

(一) 事業者は、認定を受けた調査計画（以下「認定調査計画」という。）に基づいて調査等を行い、環境影響評価報告書（以下「報告書」という。）を作成し、委員会の認定を受けなければならないこと。

〔第三十六条関係〕

(二) 事業者が認定調査計画に基づいて行う調査に係る土地所有者等は、当該調査に協力するよう努めなければならないこと。また、事業者は、関係住民等が調査に立ち会えるよう配慮しなければならないこと。

〔第三十七条関係〕

(三) 委員会は、報告書が提出されたときは、関係都道府県知事及び関係市町村長に報告書を送付するとともに、報告書の縦覧の場所等を公告し、報告書を公衆の縦覧に供すること。〔第三十八条関係〕

(四) 事業者は、関係地域において、報告書の説明会を開催しなければならないこと。

〔第三十九条関係〕

(五) 関係住民等は、委員会に対し、報告書について意見書を提出することができること。

〔第四十条関係〕

(六) 関係都道府県知事及び関係市町村長は、委員会に対し、報告書について意見を述べることもできること。

〔第四十一条関係〕

(七) 委員会は、事業者及び関係住民等のうち相当と認める者に対し、報告書の審理に出席して意見を陳述すること等を求めることができること。

〔第四十二条関係〕

(八) (七)の審理は、公開しなければならないこと。ただし、委員会が個人の秘密若しくは事業者の事業上の秘密を守るため必要と認めるとき、又は公益上必要と認めるときは、公開しないことができること。

〔第四十三条関係〕

(九) 委員会は、(五)及び(六)による意見を勘案し、又は(七)の審理により、報告書によって開発事業の実施による影響が明らかにされていないと認められる場合等は、報告書を認定しないこと。

〔第四十四条第一項関係〕

(十) 委員会は、報告書を認定することを決定したときは、その旨を公告し、当該報告書を提出した事業者

及び次に掲げる開発事業の区分に応じそれぞれに定める者（以下「監督等を行う者」という。）に通知するとともに、監督等を行う者に当該報告書を送付すること。〔第四十四条第二項関係〕

1 開発事業の実施に関する法律の規定で政令で定めるものによる免許、特許、許可、認可若しくは承認（以下「免許等」という。）若しくは指示若しくは命令（以下「指示等」という。）を受け、又は届出（以下「届出」という。）を要する開発事業 当該免許等若しくは指示等を行う者又は届出の受理を行う者

2 国の補助金等の交付を受けて実施する開発事業（1に掲げる開発事業を除く。） 当該国の補助金等の交付の決定を行う者

3 開発事業をその業務として行う特別の法律により設立された法人（以下「公団等」という。）が実施する開発事業（1又は2に掲げる開発事業を除く。） 当該開発事業に関し公団等を監督する者

（十一）委員会は、報告書を認定しないことを決定したときは、その旨を公告するとともに、事業者に通知すること。〔第四十四条第三項関係〕

三 調査計画又は環境影響評価報告書の変更等

(一) 事業者が、調査計画又は報告書の認定の可否についての公告がなされるまでの間に当該調査計画又は報告書を変更しようとする場合（変更が軽微である場合その他の政令で定める場合及び（二）に該当する場合を除く。）には、調査計画については一、報告書については二の例により、その変更する部分について手続等を行うこと。〔第四十五条関係〕

(二) 事業者が開発事業の内容を変更しようとする場合（変更が軽微である場合その他の政令で定める場合を除く。）には、変更後の開発事業について、一及び二の手続等を行うこと。〔第四十六条関係〕

(三) その他事業者が開発事業を実施しないこととした場合等について所要の規定を置くこと。

## 第七 開発事業の実施等

一 事業者は、報告書の認定の公告の日までは、開発事業に係る工事を実施してはならないこと。

〔第四十八条第一項関係〕

二 事業者は、開発事業に係る工事を開始したとき及び完了したときは、委員会にその旨を届け出なければならないこと。

〔第四十八条第二項関係〕

三 委員会は、監督等を行う者に認定した報告書を送付する場合には、報告書の送付と併せて、監督等を行

う者に対し、環境の保全上の見地からの意見を送付することができること。

〔第四十九条第一項関係〕

四 委員会は、事業者に報告書の認定の通知をする場合（監督等を行う者に報告書を送付する場合を除く。）

には、その通知と併せて、事業者に対し、環境の保全上の見地からの意見を送付することができること。

〔第四十九条第三項関係〕

五 三又は四により意見の送付を受けた者は、その意見を尊重しなければならないこと。

〔第四十九条第四項関係〕

六 監督等を行う者は、委員会から報告書の送付を受けるまでは、開発事業に関する免許等又は補助金等の

交付の決定を行ってはならないこと。〔第五十条第一項及び第五十二条第一項関係〕

七 監督等を行う者は、委員会から報告書の送付を受けたときは、当該報告書に記載された開発事業の実施

による影響を考慮し、環境の保全に配慮して、開発事業に関する免許等、補助金等の交付の決定等を行う

こと。〔第五十条第二項、第五十一条、第五十二条第二項及び第五十三条関係〕

八 事業者は、開発事業の実施に当たっては、報告書に記載された開発事業の実施による影響を考慮し、環

境の保全に配慮しなければならないこと。

〔第五十四条関係〕

## 第八 開発事業の実施中における措置等

### 一 再調査の勧告等

(一) 委員会は、報告書の認定の公告の後、当該公告の時と比較して関係地域の状況が著しく異なっていること又は科学的知見が進歩したことにより開発事業の実施による影響について調査等を行うことが必要と認められるときは、第六の一の(一)及び(三)並びに第六の二の(一)及び(四)の例により当該調査等(以下「再調査」という。)に関する手続等を行うことを、第七の二の工事の完了の届出を受けるまでの間において、事業者に勧告することができること。また、委員会は、この勧告をしたときは、その旨を公告するとともに、監督等を行う者に通知すること。〔第五十五条関係〕

(二) 都道府県知事、市町村長及び関係住民等は、委員会に対し、(一)の勧告を行うことを要請することができること。また、委員会は、この要請を受けたときは、(一)の勧告を行うかどうかを決定し、要請をした者に通知すること。〔第五十六条関係〕

(三) 事業者から再調査についての計画(以下「再調査計画」という。)又は再調査についての報告書(以

下「再報告書」という。)が提出された場合には、当該再調査計画又は再報告書について、第六の一の(二)及び(四)から(八)まで又は第六の二の(三)及び(五)から(十一)までと同様の手続等を行うこと。

〔第五十七条関係〕

## 二 委員会が行う再調査の手続

(一) 委員会は、一の(一)の勧告をした場合において、事業者が勧告に従って手続等を行わないと認められるとき及び再調査計画又は再報告書を認定しないことを決定したときは、自ら再調査を行うことができること。

〔第五十八条第一項関係〕

(二) 委員会は、自ら再調査を行おうとするときは、再調査を行う旨を公告した後、再調査計画を作成し、これを事業者に送付するとともに、当該再調査計画を作成した旨を公告し、公衆の縦覧に供すること。

〔第五十八条第二項関係〕

(三) 委員会は、(二)の再調査計画に基づいて再調査を行い、再報告書を作成し、これを事業者及び監督等を行う者に送付するとともに、当該再報告書を作成した旨を公告し、公衆の縦覧に供すること。

〔第五十八条第四項関係〕

(四) 委員会は、再調査計画又は再報告書を作成しようとするときは、公聴会を開き、関係都道府県知事、関係市町村長、関係住民等及び事業者の意見を聴くこと。〔第五十八条第五項関係〕

### 三 再調査後の措置

(一) 委員会は、報告書の場合と同様に、再報告書の送付等に際して意見を送付することができること。また、この意見の送付を受けた者は、これを尊重しなければならないこと。〔第五十九条関係〕

(二) 委員会は、一の(一)の勧告をした後、再調査に係る開発事業の実施による影響が著しいものとなるおそれがあると認めるときは、当該開発事業に係る工事のうち当該開発事業の実施による影響に係るものを再報告書の認定の公告又は再報告書を作成した旨の公告の日まで停止すべきことを、事業者(国及び地方公共団体を除く。 )に命じ、又は事業者(国及び地方公共団体に限る。 )に要請することができること。〔第六十条関係〕

(三) 監督等を行う者は、一の(一)の通知を受けた場合において免許等又は補助金等の交付の決定を行っていないときは、第七の六にかかわらず、委員会から再報告書の送付を受けるまでは、これらを行ってはならないこと。また、その後委員会から再報告書の送付を受けたときは、再報告書に記載された開発

事業の実施による影響を考慮し、環境の保全に配慮してこれらを行うこと。

〔第六十二条及び第六十三条関係〕

(四) (三)の場合のほか、監督等を行う者は、委員会から再報告書の送付を受けたときは、当該再報告書に記載された開発事業の実施による影響を考慮し、環境の保全に配慮して、事業者に対し、開発事業の変更についての指導、勧告等を行うこと。

〔第六十一条及び第六十四条関係〕

(五) 事業者は、開発事業の実施に当たっては、再報告書に記載された開発事業の実施による影響を考慮し、環境の保全に配慮しなければならないこと。

〔第六十五条関係〕

## 第九 費用の負担

この法律により実施する開発事業の実施による影響に関する調査等に要する費用は、別に法律で定めるところにより、事業者が負担するものとする。

〔第六十六条関係〕

## 第十 関係行政機関等の協力

委員会は、開発事業の実施による影響に関する調査等を行うために必要と認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、資料の提出、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

こと。また、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長は、この要請を受けたときは、これに協力するよう努めなければならないこと。〔第六十七条関係〕

#### 第十一 資料の開示

関係都道府県知事、関係市町村長及び関係住民等は、事業者及び委員会に対し、開発事業の実施による影響に関する調査等に係る資料の開示を求めることができること。また、事業者及び委員会は、この求めを受けたときは、当該資料を開示するよう努めなければならないこと。〔第六十八条関係〕

#### 第十二 試験研究体制の整備等

国及び地方公共団体は、環境影響評価に関する制度の適正な運営が確保されるよう、試験研究体制の整備、専門技術者の養成その他の環境影響評価に関する技術の向上を図るために必要な措置を講ずること。〔第六十九条関係〕

#### 第十三 国際協力等

- 一 国、地方公共団体及び事業者は、環境影響評価について、外国から技術的又は財政的支援を求められたときは、これに協力するよう努めること。〔第七十条第一項関係〕

二 国は、国際協力の実施に当たっては、当該国際協力に係る事業の実施について環境影響評価が実施されるために必要な措置を講ずるよう努めること。〔第七十条第二項関係〕

三 国は、事業者が、本邦以外の地域で事業活動を行う場合に、自ら環境影響評価を実施することを推進するために必要な措置を講ずるよう努めること。〔第七十条第三項関係〕

#### 第十四 条例との関係

この法律の規定は、この法律に定める手続等に加え、又は開発事業以外の事業について、地方公共団体が条例で環境影響評価に係る必要な規定を定めることを妨げるものではないこと。

〔第七十一条関係〕

#### 第十五 罰則

第八の三の(二)の命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処すること。〔第七十三条関係〕

#### 第十六 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

〔附則関係〕

## 第十七 その他

その他所要の規定を置くこと。